

★用語の定義★

1. 「【大型】貨物自動車等」とは、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く）をいう。
2. 「【空車】状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。また、【空車】状態の自動車に運転者1名が乗車した状態のことを【審査時車両】状態という。
3. 「第【一種】座席ベルト」とは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第【二種】座席ベルトを除く）であって、【二点式】座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。また、「第【二種】座席ベルト」とは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、【三点式】座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。

★不適切な補修等★

4. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る【電球（光源）】及び【全ての配線】が取外されていないものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。
5. 灯火器の破損が【粘着テープ類】、ロープ類又は針金類により補修されているもの、また、灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付した【フィルム】等がカラーマジック、スプレー等で【着色】されているものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。
6. 最大積載量の表示が【貼り付けられた紙】又は【粘着テープ類】（表示を目的として製作されたステッカーを除く）に記入されているものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

★長さ、幅及び高さ★

7. 自動車は、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【12】m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、【13】m）、幅【2.5】m、高さ【3.8】mを超えてはならない。

★最低地上高★

8. 自動車の地上高（全面）は、【9】cm以上であること。

★車両総重量・軸重・輪荷重★

9. 自動車の車両総重量は、次表に掲げる重量を超えてはならない。

自動車の種別	最遠軸距 (m)	車両総重量 (t)
①セミトレーラ以外の自動車	【5.5】未満	【20】
	【5.5】以上【7】未満	【22】（長さが【9】m未満の自動車にあつては、【20】）
	【7】以上	【25】（長さが【9】m未満の自動車にあつては【20】、長さが【9】m以上【11】m未満の自動車にあつては【22】）

②セミトレーラ (③に掲げるものを除く)	【5】未満	【20】
	【5】以上【7】未満	【22】
	【7】以上【8】未満	【24】
	【8】以上【9.5】未満	【26】
	【9.5】以上	【28】
③セミトレーラのうち7-4-2で定めるもの	—	【36】

10. 自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、【10】t (牽引自動車のうち7-5-2で定めるものの後軸にあっては、【11.5】t) を超えてはならない。

11. 自動車の輪荷重は、【5】t (牽引自動車のうち7-5-2で定めるものの後輪にあっては、【5.75】t) を超えてはならない。

#### ★安定性★

12. 自動車は、空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の【20】% (三輪自動車にあっては18%) 以上であること。

13. 自動車は、空車状態において、自動車 (二輪自動車及び被牽引自動車を除く) を左側及び右側に、それぞれ【35】° (側車付二輪自動車にあっては25°、最高速度20km/h未満の自動車、車両総重量が車両重量の【1.2】倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあっては【30】°) まで傾けた場合に転覆しないこと。

#### ★最小回転半径★

14. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて【12】m以下でなければならない。

#### ★速度抑制装置★

15. 貨物の運送の用に供する普通自動車 (最高速度が【90】km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く) であって、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上のものの原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。

#### ★走行装置★

16. 自動車の空気入ゴムタイヤについて、接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅のいずれの部分においても【1.6】mm (二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【0.8】mm) 以上の深さを有すること。

#### ★かじ取装置★

17. 四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて【5】mmを超えてはならない。

★制動装置★

18. 自動車の制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

《ブレーキ・テストの指示が N の場合》

項目		基準
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する前車輪の制動力の左右差の値 【0.78】N/kg 以下
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する後車輪の制動力の左右差の値 【0.78】N/kg 以下
		審査時車両状態における後軸重に対する後車輪の制動力の和の値 【0.98】N/kg 以上
	総和	審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の値 【4.90】N/kg 以上 湿潤時【3.92】N/kg 以上
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値		【1.96】N/kg 以上

19. 自動車の制動力を測定する際、審査時車両状態における自動車の前軸重は、空車状態における前軸重に【55】kgを加えた値とする。また、自動車の後軸重は、空車状態における【後軸重】の値とする。

★緩衝装置★

20. 自動車には、ばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、車両総重量【2】t未満の【被牽引自動車】にあっては、これを省略することができる。

★車枠及び車体★

21. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【30】°及び後方【50】°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【30】°及び後方【50】°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が【10】mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

22. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量【2.8】t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く）は、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

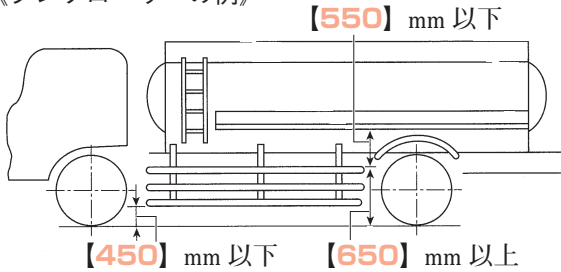
(1) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が【20】mmを超えない場合

(2) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から【165】mm以上内側にある場合

★巻込防止装置★

23. 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が【8】t以上の普通自動車の両側面には、巻込防止装置を備えなければならない。
24. 巻込防止装置は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

《タンクローリーの例》

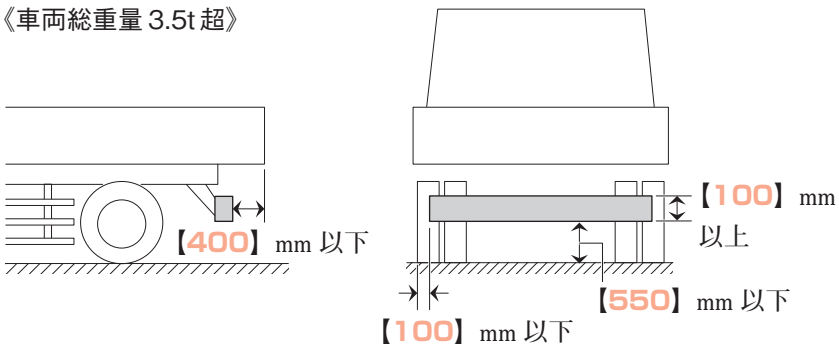


★突入防止装置★

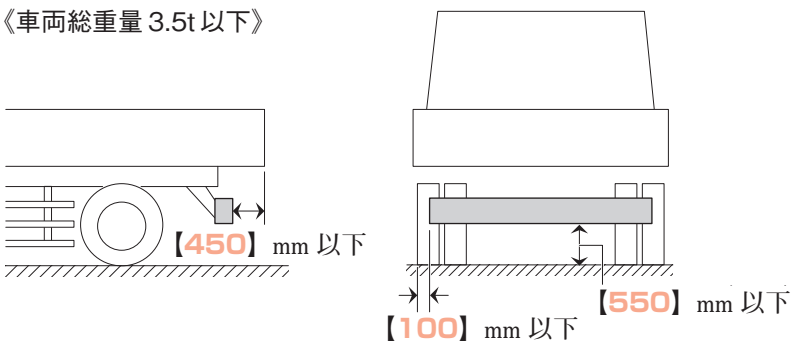
25. 突入防止装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

※従前規定(平成27年7月26日以降 令和3年(平成33年)8月31日(継続生産車)に適用される規定)とする。

《車両総重量 3.5t 超》



《車両総重量 3.5t 以下》



★前部潜り込み防止装置★

26. 車両総重量が【3.5】tを超え【7.5】t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上【400】mm以下であること。
27. 車両総重量が【7.5】tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の高さが車両中心線に平行な鉛直面において【100】mm以上(車両総重量が【12】tを超える自動車にあっては【120】mm以上)であること。

★非常口★

28. 【**幼児専用車**】及び乗車定員【**30**】人以上の自動車（緊急自動車を除く）には、非常口を設けなければならない。

★物品積載装置★

29. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる小型貨物自動車で、当該自動車の【**最大積載量**】を当該荷台の容積（0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする）で除した数値が【**1.3**】t/m<sup>3</sup>未満のものは、基準に適合しないものとする。

★窓ガラスの貼付物★

30. 自動車の前面ガラス及び側面ガラスは、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が【**70**】%以上であることが確保できるものであること。

31. 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から【**100**】mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から【**125**】mm以内となるように貼付又は刻印されたものは基準に適合する。

★近接排気騒音の規制値★

32. 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの（市街地加速騒音有効防止後付消音器を備える自動車を除く）については、別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別と記載値		規制値（下記以下であること）
<b>乗車定員 11 人以上の乗用自動車及び貨物自動車</b>		
車両総重量 3.5 トン超、原動機最高出力が 150kW を超えるもの		
検査証備考欄の	94dB 超	検査証備考欄記載値 + 5 dB
近接排気騒音記載値	94dB 以下	<b>【99】</b> dB
車両総重量 3.5 トン超、原動機最高出力が 150kW 以下のもの		
検査証備考欄の	93dB 超	検査証備考欄記載値 + 5 dB
近接排気騒音記載値	93dB 以下	<b>【98】</b> dB
車両総重量 3.5 トン以下のもの		
検査証備考欄の	92dB 超	検査証備考欄記載値 + 5 dB
近接排気騒音記載値	92dB 以下	<b>【97】</b> dB
<b>乗車定員 10 人以下の乗用自動車</b>		
車両の後部に原動機を有するもの		
検査証備考欄の	95dB 超	検査証備考欄記載値 + 5 dB
近接排気騒音記載値	95dB 以下	<b>【100】</b> dB
車両の後部に原動機を有するものの以外のも		
検査証備考欄の	91dB 超	検査証備考欄記載値 + 5 dB
近接排気騒音記載値	91dB 以下	<b>【96】</b> dB

二輪自動車及び側車付二輪自動車		
検査証備考欄の	89dB 超	検査証備考欄記載値 + 5 dB
近接排気騒音記載値	89dB 以下	<b>【94】</b> dB

★近接排気騒音の測定方法★

33. 絶対値規制適用時の近接排気騒音の測定は、原動機を最高出力時の回転数の**【75】**%（二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるものにあつては、**【50】**%)の回転数±**【3】**%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの**【最大値】**を測定することにより行う。

★CO・HC 規制★

34. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、アイドリング検査時における排出ガスの測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア. 2サイクルの原動機を備える自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く)	<b>【4.5】</b> %	<b>【7,800】</b> ppm
イ. 二輪自動車及び側車付二輪自動車	<b>【3.0】</b> %	<b>【1,000】</b> ppm
ウ. 4サイクルの原動機を備える軽自動車	<b>【2.0】</b> %	<b>【500】</b> ppm
エ. 定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	<b>【1.0】</b> %	<b>【500】</b> ppm
オ. アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	<b>【1.0】</b> %	<b>【300】</b> ppm

★光吸収係数規制★

35. 使用の過程にある普通・小型自動車の光吸収係数規制値と黒煙汚染規制値をまとめると下表のとおりである（\*印はスクリーニング値）。

排出ガス規制	排出ガス識別記号	黒煙汚染度	光吸収係数
平成 5 年前	無, K, N, P, Q, S, U, W, X, Y	<b>【50】</b> %	<b>【2.76】</b> m <sup>-1</sup> *
平成 5・6 年	KA, KB, KC, KD	<b>【40】</b> %	<b>【1.62】</b> m <sup>-1</sup> *
平成 9 年以降	2 ケタ型式 (KA ~ KD 除く) A, C, D, B, N, P で始まる 3 ケタ型式 (オパシ測定車除く)	<b>【25】</b> %	<b>【0.80】</b> m <sup>-1</sup> *
平成 17 年	A, C, D, B, N, P で始まる 3 ケタ型式 (オパシ測定車)	—	<b>【0.80】</b> m <sup>-1</sup>
平成 21 年	L, M, F, R, Q で始まる 3 ケタ型式	—	<b>【0.50】</b> m <sup>-1</sup>
平成 22 年以降	S, T, 2 ~ 6 で始まる 3 ケタ型式	—	<b>【0.50】</b> m <sup>-1</sup>



## ★走行用前照灯★

36. 平成【10】年【8】月【31】日以前に製作された自動車（小型乗用自動車とする）に備える走行用前照灯は、最高光度点が前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より【100】mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの【5】分の1下方の平面に挟まれた範囲内であり、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ【270】mmの鉛直面の範囲内にあるものであって、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。なお、走行用前照灯の最高光度の合計は、【430,000】cdを超えないこと。

- a 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあっては、1灯につき【15,000】cd。
- b 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあっては、1灯につき【12,000】cd。ただし、【12,000】cdに満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が【15,000】cd。
- c 四灯式の場合は、主走行用ビームの光度が1灯につき【12,000】cd、又は他の走行用前照灯との光度の和が【15,000】cd。

37. 令和【2】年【6】月【30】日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く）については、前照灯の保安基準の適合性の判断を走行用前照灯で行う。

①平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

- ア UN R98、UN R112 又は UN R113 に基づく認定証を有する自動車
- イ アに掲げる協定規則に基づく㊦マークを有する装置を備えた自動車
- ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車

38. 走行用前照灯の灯光の色は、【白色】であること。ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、走行用前照灯の灯光の色は白色又は【淡黄】色であり、その全てが同一であること。

## ★すれ違い用前照灯★

39. 平成【10】年【9】月【1】日以降に製作された自動車（小型乗用自動車とする）は、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてすれ違い用前照灯の審査を行う。

40. 普通乗用自動車に備えられたカットオフラインを有するすれ違い用前照灯を自動計測式前照灯試験機を除く前照灯試験機（すれ違い用）を用いて測定した場合の測定値の判定は次によるものとする。

《当該照明部の中心の高さが1m以下のもの》

(1) エルボー点の位置は前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【20】mm及び下方【150】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【270】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。

(2) すれ違い用前照灯の光度は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【110】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方【230】mmの直線が交わる位置において、1灯につき【6,400】cd以上であること。

《当該照明部の中心の高さが1mを超えるもの》

- (1) エルボー点の位置は前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【70】mm及び下方【200】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【270】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。
- (2) すれ違い用前照灯の光度は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【160】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方【230】mmの直線が交わる位置において、1灯につき【6,400】cd以上であること。

#### ★前部雾灯★

41. 前部雾灯は、白色又は【淡黄】色であり、その全てが【同一】であること。また、前部雾灯は同時に【3】個以上点灯しないように取付けられていること。
42. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部雾灯は、その照明部の下縁の高さが地上【250】mm以上となるように取付けられていること。また、前部雾灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から【400】mm以内となるように取付けられていること。

#### ★車幅灯★

43. 車幅灯の灯光の色は、【白色】であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【橙色】であってもよい。

#### ★側方灯・側方反射器★

44. 長さが【6】mを超える自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

#### ★後部反射器★

45. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上【1,500】mm以下、下縁の高さが地上【250】mm以上となるように取付けられていること。

#### ★大型後部反射器★

46. 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量【7】t以上のものの後面には、大型後部反射器を備えなければならない。大型後部反射器の数は、1個、【2】個又は【4】個であること。

#### ★制動灯★

47. 尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の【5】倍以上となる構造であること。

#### ★補助制動灯★

48. 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。
  - (1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員【10】人未満のもの
  - (2) 貨物の運送の用に供する自動車（【バン】型に限る）であつて車両総重量が【3.5】t以下のもの

#### ★方向指示器★

49. 方向指示器の灯光の色は、【橙色】であること。また、方向指示器は、毎分【60】回以上【120】回以下の一定の周期で点滅するものであること。



★その他の灯火等の制限★

50. 自動車には、反射光の色が【赤】色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は、反射光の色が【白】色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。

★灯火等の確認距離まとめ★

51. 灯火等の確認距離と確認距離の適合みなし基準(抜粋)。

灯火等の種類	確認距離	確認距離の適合みなし基準
車幅灯	【夜間】前方 【300】m	光源【5】W以上【30】W以下で 照明部が【15】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
前部上側端灯	【夜間】前方 【300】m	光源【5】W以上【30】W以下で 照明部が【15】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
前部反射器	【夜間】前方 【150】m	反射部が【10】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
側方灯	【夜間】側方 【150】m	光源【3】W以上【30】W以下で 照明部が【10】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
側方反射器	【夜間】側方 【150】m	反射部が【10】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
尾灯	【夜間】後方 【300】m	光源【5】W以上【30】W以下で 照明部が【15】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
後部上側端灯	【夜間】後方 【300】m	光源【5】W以上【30】W以下で 照明部が【15】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
後部反射器	【夜間】後方 【150】m	反射部が【10】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
制動灯	【昼間】後方 【100】m	光源【15】W以上【60】W以下で 照明部が【20】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
後退灯	【昼間】後方 【100】m	光源【15】W以上【75】W以下で 照明部が【20】cm <sup>2</sup> 以上であればよい
方向指示器	【昼間】指示方向 【100】m(*1)	光源【15】W以上【60】W以下で 照明部が【20】cm <sup>2</sup> 以上であればよい(*2)

(\*1) 側面に備える方向指示器(中央部のものを除く)は30mとなる。

(\*2) 長さ6m未満の自動車の前後に備える方向指示器の基準。詳細は省略。

### ★警音器★

52. 自動車の警音器の音の大きさ(2以上の警音器が連動して音を発する場合はその和)は、自動車の前方【7】mの位置において【112】dB以下【87】dB以上であること。当該自動車について、音の大きさが上記の範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

(1) 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に【校正】を行う。

(2) マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から【7】mの位置の地上【0.5】mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

(3) 聴感補正回路は【A】特性とする。

### ★後写鏡★

53. 四輪自動車に備える後写鏡は、取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上【1.8】m以下の場合には、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

### ★直前及び側方の視界★

54. 小型貨物自動車(右ハンドル)の直前及び側方の視界の基準について、運転者が運転者席において高さ【1】m直径【30】cmの円柱であって、当該自動車の前面から【0.3】m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から【0.3】mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りではない。

### ★速度計★

55. 平成19年1月1日以降に製作された四輪自動車(最高速度40km/h以上)について、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時に速度計試験機を用いて計測した速度が【31.0】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲にあること。

56. 平成19年1月1日以降に製作された二輪自動車(最高速度40km/h以上)について、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時に速度計試験機を用いて計測した速度が【29.1】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲にあること。